概要版

川口市
地域共生社会推進計画

（2024～2026年度）

全ての人が、役割と生きがいを持ち、
つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまち

イラストは令和5年度福祉の日デザイン画（小学生の部）佳作　新井希良々さんの作品です

2024年3月

川　口　市

1 計画の策定にあたって

1　計画の名称・目的

- 少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、社会情勢の変化に伴い、分野横断的な対応が求められる課題・制度の狭間にある課題が顕在化しています。これらの課題を解決するため、国においては「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法等の関係法令を改正しています。そして、市町村においては、既存制度の縦割りにとらわれず、福祉の領域を超え、他分野（保健医療・住まい・就労及び教育等）との連携により、様々な課題を解決していくことが求められています。
- 本市においても、重層的支援体制整備事業の本格実施など、支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」にしていく視点を重視し、「地域共生社会」の実現に向けた新しいステージへ舵を切る必要があります。そのため、計画の名称を従来の「川口市地域福祉計画」から「川口市地域共生社会推進計画」とすることとします。
- この計画は、社会福祉法（昭和二十六年法律第45号）第107条を根拠とし、市町村が次の事項を一体的に定めることにより地域福祉の推進を図ることを目的とした計画です。

（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
（2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
（3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
（4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
（5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2　計画の期間、位置づけと範囲

- 社会情勢等の変化の速さや高齢者福祉計画・介護保険事業計画をはじめとした、本計画に関連する各計画や制度の見直し時期等を踏まえ、計画期間を10年間から3年間へと変更します。これに伴い、計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。
- 川口市地域共生社会推進計画は、市民が市政の主人公であると定めた川口市の最高規範である「川口市自治基本条例」の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図るとともに、「第5次川口市総合計画」を踏まえ、地域福祉推進の理念や方針を示すことにより、川口市が目指す理念と、多様な福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割を果たすものです。そして、川口市における各種福祉分野の計画（川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、川口市障害者福祉計画、川口市障害者自立支援福祉計画・障害児福祉計画、川口市子ども・子育て支援事業計画など）の上位計画として位置づけるものです。
- 策定にあたっては「包括的な支援体制の整備」「重層的支援体制整備事業の実施及び実施計画」「地方再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を包含します。

2 計画の基本的な考え方

1　施策の体系に関する考え方

- 本計画では、単に施策を羅列するのではなく、それぞれの施策が基本目標の達成へ、基本目標の達成が基本理念の実現につながっているかという視点を考慮し、ロジックツリーにより施策の体系化を行いました。
- 施策の体系化にあたり、はじめに、本計画で最終的に目指すまちの姿である「基本理念」を設定しています。次に、基本理念を実現するために達成すべき「基本目標」を定めています。最後に、「基本目標」を達成するために取り組む必要がある「施策」を示しています。
- 各施策では、可能な限り定量的な評価指標を設定し、達成状況を評価することで、本計画の適切な評価や施策の見直し・改善を可能としています。

≪ロジックツリーによる施策の体系化のイメージ≫

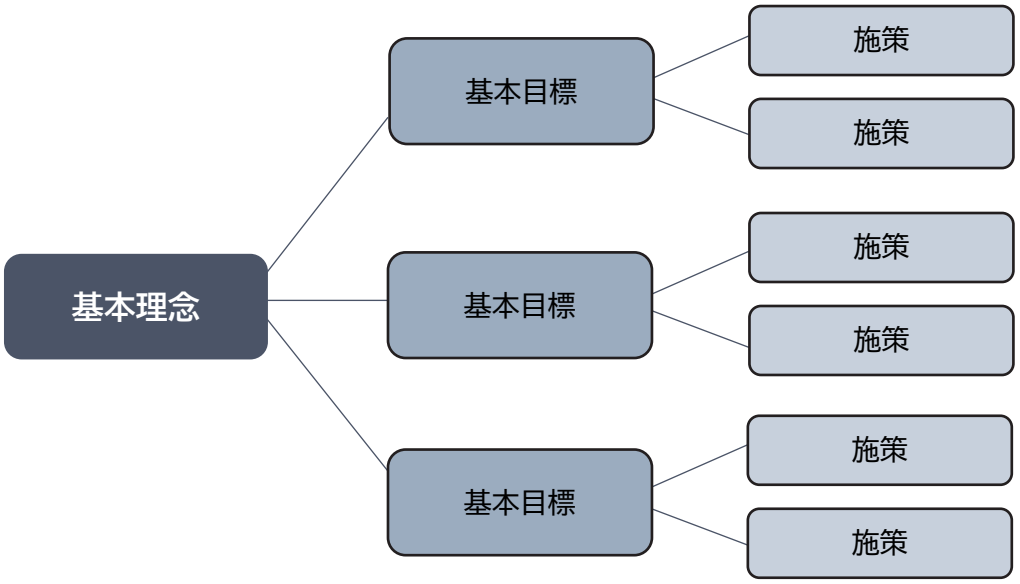

2　計画推進の方向性・取組

- 本計画を総合的かつ効果的に推進するためには、市民等と市がそれぞれの立場と役割を理解し、川口市協働推進条例（平成24年条例第15号）の基本理念に基づき、協働・連携していく必要があります。計画の推進にあたっては、まず本計画を広く市民に周知し、本計画が目指す基本理念の理解を促進するとともに、市民や地域、市のそれぞれが本計画の理念を踏まえた活動を展開していくことが重要です。
- 市は川口市地域共生社会推進計画を市ホームページ上で公開するなど周知に努め、また計画の改定期に向けた地域福祉の情報収集にあたるとともに、市が福祉施策を策定する際に川口市地域共生社会推進計画の理念を反映するよう努めます。また、地域福祉の推進のため、川口市社会福祉協議会が策定している川口市地域福祉活動計画（「かわぐち市民活動プラン」）と連携し、地域の福祉活動を支援します。

3　評価指標の設定

- 本計画では、基本目標と施策に定量的な目標（ＫＰＩ：重要業績評価指標）を設定します。また、評価は目標に対する達成度合に応じて客観的に評価したうえで、社会情勢等を踏まえた機動的な施策の見直しを行うため、その結果を川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に毎年度報告します。
- 目標に対する達成度合に応じて、右のとおり、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの5段階で評価を実施します。

定量的な目標（ＫＰＩ）に対して
Ｓ：120%超
Ａ：100～120%程度
Ｂ：80～100%程度
Ｃ：50～80%程度
Ｄ：50%程度

4　計画の進行管理・評価

- 本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。地域の課題を把握し、課題解決のための活動を行う主体は市民であることから、本計画の推進にあたり、市民の視点に立った点検及び評価を毎年度行い、施策の改善につなげていきます。
- 計画の進行管理にあたっては、総合的かつ効果的に施策を推進するため、ＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）に基づき、計画（Ｐｌａｎ）・実行（Ｄｏ）・評価（Ｃｈｅｃｋ）・改善（Ａｃｔｉｏｎ）のＰＤＣＡサイクルを活用します。

5　基本理念

- 本市に住まい、集う全ての人々の基本的人権が尊重され、暮らしの中で何らかの役割や生きがいを持つことができ、その人にあったつながりや支え合うことのできる地域づくりを目指して、この計画の基本理念を「全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまち」とし、時代に合った、人と人、人と資源とのつながり・支え合いを再構築しつつ、地域社会の持続的発展を目指します。

≪基本理念≫

全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまち

6　施策体系

● 本計画の施策体系は以下のとおりです。川口市社会福祉協議会が策定する第3期川口市地域福祉活動計画（かわぐち市民活動プラン）と連携した地域づくりに取り組みます。

基本理念

全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまち

基本目標 1　包括的な支援体制の整備及び充実

施策
1 属性（高齢・障害など）別から属性を問わない相談支援へ
2 支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ
3 地域の共生と交流の推進
4 孤独・孤立を解消する体制整備

基本目標 2　高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展

施策
1 介護予防・フレイル対策の充実
2 高齢者の生きがいと安全安心な暮らしを支える施策の充実
3 介護サービスの基盤整備と介護保険事業の持続可能性の確保
4 在宅医療と在宅介護の連携強化

基本目標 3　障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち

施策
1 障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化
2 障害者の暮らしを支える基盤の充実
3 社会参加の充実
4 障害児とその家庭への支援の充実
5 保健・医療体制の充実
6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

基本目標 4　生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

施策
1 生活困窮世帯の就労支援の充実
2 生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実
3 生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化

基本目標 5　全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

施策
1 子育てと就労を安心して両立できる環境づくり
2 全ての家庭が楽しく子育てをするための支援の充実
3 心身の健やかな成長の支援
4 個性を伸長する教育と次世代育成
5 子育て・子育ち参加の意識啓発と実践
6 様々な状況にある子育て家庭への支援

第３期川口市地域福祉活動計画（かわぐち市民活動プラン）川口市社会福祉協議会

※「川口市成年後見制度利用促進計画」及び「川口市再犯防止推進計画」については、川口市地域共生社会推進計画と一体的な計画として策定。

3 施策の総合的な展開（地域共生社会推進計画）

基本目標１　包括的な支援体制の整備及び充実（川口市重層的支援体制整備事業実施計画を含む。）

- 既存の制度の対象となりにくい社会的孤立や、生きる上での困難・生きづらさ、８０５０問題、ダブルケアなど、家庭が抱える問題は多様化・複雑化しています。また、いわゆる「ごみ屋敷」や障害の疑いがあるが手帳の申請を拒否する人など、「制度の狭間」と言われる従来の福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題を抱えている人も増えています。これらの課題に対応して、地域福祉を推進するため、地域住民の地域福祉活動への参加促進を促す環境整備や、身近な地域での相談体制づくり、関係機関のネットワーク構築など様々な地域生活課題に対応できる支援を包括的に提供できる体制を整備します。また、課題全体を捉えて関わっていくため、地域の支援機関・関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施していきます。

- 属性や世代、相談内容に関わらず一元的に相談を受け止める取組を推進することにより、市内の相談支援体制を強化します。
- 庁内における窓口業務等、市民と接する部署において、当該部署が所管する事務内容以外のニーズがあった場合、いわゆる「たらい回し」にならないよう担当部署に適切につなぐ体制を構築します。
- 既存の各制度における社会参加支援では対応できない市民に対し、地域活動団体やボランティア団体などの社会資源とのマッチングを行うとともに、こうした社会資源の拡充を図ります。
- 自ら支援を求めることができず、支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない市民に対し、課題を解決するよりも関係性の構築を目指す「伴走型支援」を届ける体制を構築します。
- 誰もが参加できる交流の場などの設置を促進し、地域住民同士のつながりを豊かにし、孤独感や孤立感の増大を防止します。

〈成果指標〉

成果指標	現状（R5）	目標（R6）	目標（R7）	目標（R8）
「孤独感・孤立感」の市民意識調査において①「自分には人との付き合いがないと感じる」②「自分は取り残されていると感じる」③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合	①13.9% ②3.0% ③3.5%	－	－	前回調査より減少
包括的相談支援事業所における他分野相談受付数	－	34 件	68 件	136 件
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援員の配置数	1 人	3 人	4 人	5 人
世代・属性を問わない交流の場の数	32 か所	52 か所	72 か所	92 か所

基本目標２　高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展

● 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」などを切れ目なく利用できる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。高齢者の自立支援・重度化防止のためケアマネジメントの仕組みを充実させるとともに、介護予防やフレイル対策に取り組みます。また、高齢者の社会参加や生涯学習活動などへの支援や、認知症になっても暮らせる地域づくりや住まいの確保など安全に安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。さらには、在宅生活を支える介護保険サービスの充実や、在宅医療と介護サービスの連携強化の充実に取り組みます。

- 高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、健康づくりや介護予防の取組を推進します。
- 高齢者一人ひとりがいきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう、社会参加や交流の場の充実を図ります。また、認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、本人や家族介護者への支援を充実させます。
- 一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの状態に応じた質の高いサービスが確保されるよう、必要な人材確保をはじめとする介護サービスの基盤整備に努めます。また、将来にわたって持続可能な介護保険事業運営に努めます。
- 保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケア体制の充実により、一人ひとりの意思を尊重した生活の実現を目指します。

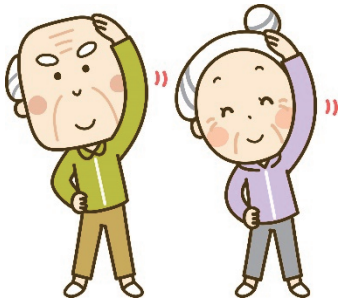

〈成果指標〉

成果指標	現状（見込）（R5）	目標（R6）	目標（R7）	目標（R8）
要支援認定者の認定更新時における介護度の改善・維持の割合	55.0%	58.0%	61.0%	65.0%
生きがいがあると感じている高齢者の割合	50.4%	53.7%	57.0%	60.0%
家族や友人以外の相談相手がいる高齢者の割合	39.4%	42.7%	46.0%	50.0%
地域密着型サービス受給率	12%	12%	13%	14%
施設サービス受給率	13%	13%	12%	11%
介護が必要になった場合に「在宅介護」を望む人の割合	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%
終活について何らかの取組を行っている人の割合	27.2%	31.2%	35.2%	40.0%

基本目標３　障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち

● 障害者本人の意思と権利が尊重され、障害の有無にかかわらず、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が役割を持ち、ともに支え合いながら、自分らしく暮らすことができる社会を市民とともにつくっていきます。具体的には、障害者への合意的配慮を推進するとともに、地域での支え合いを強化します。また、ソーシャル・インクルージョンの考えのもとで、障害者（児）とその家族の地域での生活を支援します。さらには、働く意欲のある障害者への支援の充実、医療提供体制の充実などに取り組みます。

● 障害者の虐待防止と権利擁護体制を確立するとともに、合理的配慮の提供に向けた取組を推進します。また、様々な機会を通じて広報・啓発活動や福祉教育を推進するとともに、市民のボランティア活動や地域福祉活動への参加を促進するなど、ともに支え合う社会づくりを進めます。

● ソーシャル・インクルージョンの考えのもと、障害者とその家族が身近なところで相談が受けられ、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなげられるよう、相談支援の充実を図ります。また、障害者の自立を促進するための基盤として、サービスを必要なときに利用できるよう、計画的に基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めます。

● 障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援・定着と就労機会の拡充を図ります。また、障害者のスポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。さらに、障害者があらゆる社会活動に参加することができるよう、円滑に利用できる交通環境の整備と障害の特性に応じた移動手段の確保に努めます。

● 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制や療育相談機能を充実します。また、重症心身障害児や医療的ケア児と、その家庭への支援を充実します。さらに、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じた保育内容や特別支援教育と就学相談の充実を図ります。

● 心の病の早期発見や生活習慣病の予防など相談や指導体制の充実を図ります。また、周産期医療体制の充実を進めるとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減に努めます。

● 誰もが快適な生活が送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づき、障害の特性に配慮した道路や公共施設・都市施設を整備・改善し、バリアフリーのまちづくりを推進します。また、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故の防止に努めます。

〈成果指標〉

成果指標	現状（R5）	目標（R6）	目標（R7）	目標（R8）
障害者が感じる、周囲の人の障害者に対する理解度	45.9%	49.9%	53.9%	58.0%
障害者が相談支援事業所に満足している割合	56.6%	58.8%	61.1%	63.3%
障害者が現在、文化芸術活動に取り組んでいる割合	47.7%	51.4%	55.1%	58.9%
障害児の保護者が障害者施策に対して満足している割合	32.7%	38.9%	45.1%	51.4%
障害者が、必要時の医療機関への受診、日々の適切な健康管理への支援に満足している割合	－	54.3%	57.5%	60.6%
障害者にとっての川口市の住みやすさ	33.3%	37.8%	42.2%	46.7%

基本目標４　生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

- 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、その問題が深刻化したり、子どもに連鎖したりしないよう、自立に向けた相談支援や就労支援、生活支援、経済的支援、医療費の助成など、関係機関と連携しながら、包括的な支援に取り組みます。
- 生活保護受給者の自立を困難にしている経済的な課題及び健康面での課題を適切に把握し、支援するための体制整備と支援策の拡充を行います。

- 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図り、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となる自立相談支援事業の実施、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付する住居確保給付金の支給など、早期に自立できるようサポートを行っていきます。
- 生活保護受給者に対する就労支援の強化を行い、生活保護からの経済的自立を支援していきます。また、高齢の受給者に対して社会参加のきっかけを提供し、健康維持や介護予防を図ります。
- レセプトデータの分析により、生活習慣病重症化予防対策対象者への保健指導をはじめとする健康管理支援事業を推進・拡充することにより、疾病の早期発見や進行を抑制し、医療扶助の適正化を図るとともに、生活保護受給者が健康的に生活できるよう支援していきます。

〈成果指標〉

成果指標	現状（R5）	目標（R6）	目標（R7）	目標（R8）
自立相談支援事業による就労支援プラン対象者の就職者数	135 人	329 人	437 人	437 人
就労自立による生活保護廃止世帯数	89 世帯	96 世帯	103 世帯	111 世帯
糖尿病性腎症重症化予防指導の実施対象者における、顕性腎症期（Ⅲ）から腎不全期（Ⅳ）への移行者数	－	0 人	0 人	0 人

基本目標５　全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

- より質の高い教育・保育の提供とともに、全ての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりを進めるとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援体制のさらなる充実に取り組みます。
- 具体的には、全ての子育て家庭が安心して子育てができる支援や、子どもの健やかな育ちへの支援、そして子育ち・子育てにやさしいまちづくりなどに取り組みます。

- 市民、事業者、民間団体、教育関係者等、地域の力を総動員し、質の高い保育を適切に提供するとともに、保護者が地域とつながりながら子育てのできる環境づくりをさらに進めます。
- 出産前から子どもと保護者の健康を継続的に支える体制を強化します。さらに、地域組織、ボランティア、ＮＰＯ・民間団体、学校と協力して、子どもの成長段階に応じた居場所づくりの拡充を図ります。また、外国籍の子どもが日本人と同じく成長できるよう、日本語学習に対する支援を図ります。
- 多くの市民や企業の協力の下、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくとともに、子どもの重大な権利侵害である児童虐待への対応強化に取り組みます。
- 家庭の状況や障害の有無等に関わらず、子どもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けて学習環境の保障と体験活動の機会を拡充するとともに、子どもの発達を支える連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。

〈成果指標〉

成果指標	現状（R5）	目標（R6）	目標（R7）	目標（R8）
保育所等利用待機児童数	10 人（令和 5 年度）	0 人		
市が運営するつどいの広場の利用者数	88,244 人（令和 4 年度）	前年度より増加		
全ての妊産婦等に対する伴走型相談支援の実施	事業開始（令和 4 年度）	全ての妊産婦等を支援		
児童センター・こども館の利用者数	75,473 人（令和 4 年度）	前年度より増加		
小学校修了前の児童全ての状況把握と安全確認	実施中	引き続き継続		
子どもの生活・学習支援事業の学習教室参加率	11.4%（令和 4 年度）	13%		

4 川口市成年後見制度利用促進計画

1 計画の基本的な考え方

- 平成28年「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、平成29年に国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和4年に第二期計画を策定しました。こうした状況を踏まえ、本市では、成年後見制度利用促進の取組の方向性を再確認し、これまでの取組が継承され、さらに発展していくよう「川口市成年後見制度利用促進計画」を策定します。
- この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に定める市町村成年後見制度利用促進基本計画として位置づけられるものです。
- この計画は「川口市地域共生社会推進計画」と同じ令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

2 取組内容

- 成年後見センター（中核機関）事業
  - （1）成年後見制度に関する相談対応及び申立支援
  - （2）成年後見制度の普及・啓発に関すること
  - （3）市民後見に関すること
  - （4）関係機関との連携体制の構築
- 成年後見制度利用支援事業
  - （1）市長申立て
  - （2）報酬助成

5 川口市再犯防止推進計画

1　計画の基本的な考え方

- 本市においては、令和3年の再犯者率は54.3%であり、同年の全国（48.6%）また埼玉県（49.1%）の再犯者率を上回っています。こうした状況を踏まえ、犯罪や非行をした人が孤立することなく円滑に社会復帰できるよう支え、市民が犯罪の被害にあうことを防ぎ、誰もが安全・安心な暮らしをすることができる社会の実現を目指して、「川口市再犯防止推進計画」を策定します。
- この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけられるものです。
- この計画は「川口市地域共生社会推進計画」と同じ令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

2　取組内容

- 就労の確保支援
  - （1）就労に関する一体的な支援【新規】
  - （2）協力雇用主の拡大・制度周知【新規】
  - （3）協力雇用主への優遇措置【新規】
  - （4）市職員として雇用【新規】
- 住居の確保支援
  - （1）市営住宅の情報提供
  - （2）その他住居情報提供の支援
- 学校と連携した学び、就学支援の充実
  - （1）保護司と学校の連携
  - （2）就学等教育の相談・支援
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進
  - （1）重層的支援体制整備事業の本格実施【新規】
  - （2）社会からの孤立防止
- 民間協力者の活動の促進
  - （1）保護司の人員増への取組
  - （2）保護司等の活動への支援
- 広報・啓発活動の推進
  - （1）社会を明るくする運動の推進・啓発

この概要版は、川口市地域共生社会推進計画の内容を要約抜粋したものです。詳しくは、本編をご覧ください。本編は、川口市のホームページでご覧いただけます。

川口市地域共生社会推進計画
概要版
令和６年３月
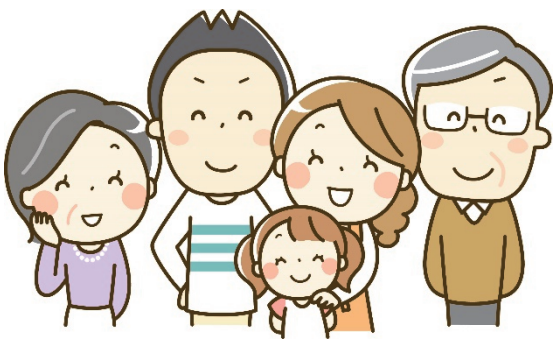
発　行：川口市
住　所：〒332-8601　埼玉県川口市青木２丁目１番１号
電　話：048-258-1110（代表）